

随意契約理由書

神戸市

件名	垂水処理場中央監視設備補修（その2）
契約業者名	菱井商事株式会社
随意契約の理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 本補修対象の中央監視設備は、下水処理場の運転状態を監視する重要な設備であり、機能不全が発生すると下水処理場の監視ができなくなり、市民生活に重大な影響を及ぼす可能性がある。本設備は三菱電機株式会社で製造・据付されたものであるが、構成される機器とシステム構成は会社独自の技術で設計、製作されているため、他社が内部構造を理解して本作業を行うことは不可能である。また、24時間稼働している下水処理場において、本設備はその中枢部分であり、補修作業は短時間で確実に実施する必要がある。上記業者は、本設備の製造者である三菱電機株式会社・上下水道プラント設備部門の点検・補修を行う神戸地域唯一の業者であり、同社以外に当該業務を遂行できる会社は他に存在しない。 以上の理由により、三菱電機株式会社の代理店である、菱井商事株式会社と随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター施設課 内田 哲也 電話 (078)752 5017